

旧 共通仕様書 平成30年版					新 共通仕様書 平成30年版					
別表 点検等及び確認整理表（設備）					別表 点検等及び確認整理表（設備）					
建築基準法 (H20 国土交通省告示第285号(最終改正 H30.9.12))					建築基準法 (H20 国土交通省告示第285号(最終改正 R2.4.1))					
別表第1 換気設備					別表第1 換気設備					
		(イ) 検査項目	(ロ)検査事項			(イ) 検査項目	(ロ)検査事項			
一 法第8条第1項又は第8項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	別表第1 換気設備	1Y			b		
			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	一 (1)	1Y	1Y	1Y	○		
			各室の給気口及び排気口の設置位置		1Y				b	
			各室の給気口及び排気口の取付けの状況	一 (2)	1Y	1Y	1Y	○		
			風道の取付けの状況	一 (3)	1Y	1Y	1Y	○		
			風道の材質		1Y				b	
			給気機又は排気機の設置の状況	一 (4)	1Y	1Y	6M	○		
			換気扇による換気の状況		1Y				b	
	中央管理方式の空気調和設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各系統の換気量		3Y				b	
			各室の換気量		3Y				b	
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (6)	3Y	1Y	1Y	○		
			空気調和設備の設置の状況	一 (7)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	一 (8)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気調和設備の運転の状況	一 (9)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気ろ過器の点検口		1Y				b	
			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		1Y				b	
一 法第8条第1項又は第8項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	別表第1 換気設備	1Y			b		
			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	一 (1)	1Y	1Y	1Y	○		
			各居室の給気口及び排気口の設置位置		1Y				b	
			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	一 (2)	1Y	1Y	1Y	○		
			風道の取付けの状況	一 (3)	1Y	1Y	1Y	○		
			風道の材質		1Y				b	
			給気機又は排気機の設置の状況	一 (4)	1Y	1Y	6M	○		
			換気扇による換気の状況		1Y				b	
	中央管理方式の空気調和設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量		3Y				b	
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (6)	3Y	1Y	1Y	○		
			空気調和設備の設置の状況	一 (7)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	一 (8)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気調和設備の運転の状況	一 (9)	1Y	1Y	1Y/6M	○		
			空気ろ過器の点検口		1Y				b	
			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		1Y				b	

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版										
	(17)	空気調和設備の性能	各室の温度		3Y			b			(16)	空気調和設備の性能	各居室の温度		3Y			b		
	(18)		各室の相対湿度		3Y			b			(17)		各居室の相対湿度		3Y			b		
	(19)		各室の浮遊粉じん量		3Y			b			(18)		各居室の浮遊粉じん量		3Y			b		
	(20)		各室の一酸化炭素含有率		3Y			b			(19)		各居室の一酸化炭素含有率		3Y			b		
	(21)		各室の二酸化炭素含有率		3Y			b			(20)		各居室の二酸化炭素含有率		3Y			b		
	(22)		各室の気流		3Y			b			(21)		各居室の気流		3Y			b		
二 換気設備を設けるべき調理室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		1Y			b		二 換気設備を設けるべき調理室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		1Y			b		
	(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	二 (1)	1Y	1Y	1Y	○			(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	二 (1)	1Y	1Y	1Y	○		
	(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		1Y			b			(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		1Y			b		
	(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		1Y			b			(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		1Y			b		
	(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	二 (2)	1Y	1Y	1Y	○			(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	二 (2)	1Y	1Y	1Y	○		
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	二 (3)	1Y	1Y	1Y	○			(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	二 (3)	1Y	1Y	1Y	○		
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		1Y			b			(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		1Y			b		
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		1Y			b			(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		1Y			b		
	(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		1Y			b		(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		1Y			b			
	(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器の設置の状況		1Y			b		(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器の設置の状況		1Y			b			
	(11)		換気扇による換気の状況		1Y			b		(11)		換気扇による換気の状況		1Y			b			
	(12)		給気機又は排気機の設置の状況	二 (4)	1Y	1Y	1Y	○		(12)		給気機又は排気機の設置の状況	二 (4)	1Y	1Y	1Y	○			
	(13)		機械換気設備の換気量		1Y			b		(13)		機械換気設備の換気量		1Y			b			
三 法 第 28 条 第 2 項 又 は	(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況		1Y			b		三 法 第 28 条 第 2 項 又 は	(1)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況		1Y			b		
	(2)		防火ダンパーの取付けの状況	三 (1)	1Y	1Y	6M	○			(2)		防火ダンパーの取付けの状況	三 (1)	1Y	1Y	6M	○		
	(3)		防火ダンパーの作動の状況	三 (2)	1Y	1Y	6M	○			(3)		防火ダンパーの作動の状況	三 (2)	1Y	1Y	6M	○		
	(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	三 (3)	1Y	1Y	6M	○			(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	三 (3)	1Y	1Y	6M	○		
	(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		1Y			b			(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		1Y			b		
	(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	三 (4)	1Y	1Y		○			(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	三 (4)	1Y	1Y		○		
	(7)	防火ダンパー等	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況		1Y			b			(7)	防火ダンパー等	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況		1Y			b		

旧 共通仕様書 平成30年版								新 共通仕様書 平成30年版							
第3項に基づき換気設備が設けられた居室等	(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			1Y		b	(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			1Y		b	
	(9)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	三 (5)		1Y	1Y	6M	○	(9)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	三 (5)		1Y	1Y	6M
<p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。</p>															
<p>一項 (3)、(9) 及び (16) から (21) まで、二項 (13) 並びに三項 (9)</p>								<p>前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録</p>							
<p>一項 (1)、(2)、(5) から (8) まで、(10) から (12) まで、(14) 及び (15)</p>								<p>前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員 (以下「一級建築士等」という。) が実施した検査の記録</p>							
<p>一項 (4) 及び (13)</p>								<p>前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>							
								<p>三 (5)</p>							
								<p>一 (1)、(3)、(4) 及び (6) から (8) まで</p>							
								<p>一 (2)、(9)</p>							

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版											
条 の 13 の 3 第 13 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー 、 令 第 126 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 居 室 等	(20)	排煙風道		煙感知器による作動の状況	— (14)	1Y	1Y		○	条 の 13 の 3 第 13 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー 、 令 第 126 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 居 室 等	(20)	排煙風道		煙感知器による作動の状況	— (14)	1Y	1Y		○		
	(21)		機械排煙	排煙風道の劣化及び損傷の状況	— (15)	1Y	1Y	6M	○		(21)		機械排煙	排煙風道の劣化及び損傷の状況	— (15)	1Y	1Y	6M	○		
	(22)		設備の排	排煙風道の取付けの状況	— (16)	1Y	1Y	6M	○		(22)		設備の排	排煙風道の取付けの状況	— (16)	1Y	1Y	6M	○		
	(23)		煙風道	排煙風道の材質		1Y			b		(23)		煙風道	排煙風道の材質		1Y			b		
	(24)		(隠蔽部	防煙壁の貫通措置の状況	— (17)	1Y	1Y	6M	○		(24)		(隠蔽部	防煙壁の貫通措置の状況	— (17)	1Y	1Y	6M	○		
	(25)		分及び埋	排煙風道と可燃物、電線等との	— (18)	1Y	1Y		○		(25)		分及び埋	排煙風道と可燃物、電線等との	— (18)	1Y	1Y		○		
	(26)		設部分を	除く。)		— (19)	1Y	1Y	6M		○		(26)	設部分を	除く。)		— (19)	1Y	1Y	6M	○
	(27)			防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	— (19)	1Y	1Y	6M		○		(27)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	— (19)	1Y	1Y	6M	○
	(28)				防火ダンパーの作動の状況	— (20)	1Y	1Y	6M		○		(28)			防火ダンパーの作動の状況	— (20)	1Y	1Y	6M	○
	(29)				防火ダンパーの劣化及び損傷の	— (21)	1Y	1Y	6M		○		(29)			防火ダンパーの劣化及び損傷の	— (21)	1Y	1Y	6M	○
	(30)				状況		1Y				b		(30)			状況		1Y			b
	(31)				防火ダンパーの点検口の有無及	— (22)	1Y	1Y			○		(31)			防火ダンパーの点検口の有無及	— (22)	1Y	1Y		○
	(32)				び大きさ並びに検査口の有無								(32)			び大きさ並びに検査口の有無					
(33)			防火ダンパーの温度ヒューズ						(33)			防火ダンパーの温度ヒューズ									
(34)			壁及び床の防火区画貫通部の措						(34)			壁及び床の防火区画貫通部の措									
(35)			置の状況 (防火ダンパーが令第						(35)			置の状況 (防火ダンパーが令第									
(36)			112条第14項に規定する準耐火						(36)			112条第20項に規定する準耐火									
(37)			構造の防火区画を貫通する部分						(37)			構造の防火区画を貫通する部分									
(38)			に近接する部分に設けられてい						(38)			に近接する部分に設けられてい									
(39)			る場合に限る。)						(39)			る場合に限る。)									
(40)			特殊な構						(40)			特殊な構									
(41)			造の排煙						(41)			造の排煙									
(42)			設備の排						(42)			設備の排									
(43)			煙口及び						(43)			煙口及び									
			給気口の									給気口の									
			外観									外観									
			の状況									の状況									
			の状況									の状況									
			特殊な構									特殊な構									
			造の排煙									造の排煙									
			設備の排									設備の排									
			煙口の性									煙口の性									
			能									能									
			特殊な構									特殊な構									
			造の排煙									造の排煙									
			設備の給									設備の給									
			気風道									気風道									
			(隠蔽部									(隠蔽部									
			分及び埋									分及び埋									
			設部分を									設部分を									
			除く。)									除く。)									
				防煙壁の貫通措置の状況	— (30)	1Y	1Y	6M	○					防煙壁の貫通措置の状況	— (30)	1Y	1Y	6M	○		

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版									
二 令 第 123 条 第 3 項 第 二 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 及 び 令	(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況	— (31)	1Y	1Y	6M	○	二 令 第 123 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第	(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況	— (31)	1Y	1Y	6M	○		
	(45)		給気風道との接続の状況	— (32)	1Y	1Y	6M	○		(45)		給気風道との接続の状況	— (32)	1Y	1Y	6M	○		
	(46)		排煙口の開放と連動起動の状況	— (33)	1Y	1Y	6M	○		(46)		排煙口の開放と連動起動の状況	— (33)	1Y	1Y	6M	○		
	(47)		作動の状況	— (34)	1Y	1Y	6M	○		(47)		作動の状況	— (34)	1Y	1Y	6M	○		
	(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	— (35)	1Y	1Y	6M	○		(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	— (35)	1Y	1Y	6M	○		
	(49)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	— (36)	1Y	1Y	6M	○		(49)		給気送風機の給気風量		1Y			b		
	(50)		吸込口の設置位置		1Y			b		(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	— (36)	1Y	1Y	6M	○		
	(51)		吸込口の周囲の状況	— (37)	1Y	1Y		○		(51)		吸込口の設置位置		1Y			b		
	(52)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1Y			b	(52)		吸込口の周囲の状況	— (37)	1Y	1Y		○				
								(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1Y			b				
	(1)	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	二 (1)	1Y	1Y	6M	○		(1)	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	二 (1)	1Y	1Y	6M	○		
	(2)		給気口の周囲の状況	二 (2)	1Y	1Y		○		(2)		給気口の周囲の状況	二 (2)	1Y	1Y		○		
	(3)	加 圧 防 排 煙 設 備	排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	二 (3)	1Y	1Y	6M	○		(3)	加 圧 防 排 煙 設 備	排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	二 (3)	1Y	1Y	6M	○	
	(4)		排煙風道の取付けの状況	二 (4)	1Y	1Y	6M	○		(4)		排煙風道の取付けの状況	二 (4)	1Y	1Y	6M	○		
(5)	排煙風道の材質			1Y			b	(5)	排煙風道の材質			1Y			b				
(6)	給気口の周囲の状況		二 (5)	1Y	1Y		○	(6)	給気口の周囲の状況	二 (5)		1Y	1Y		○				
(7)	給気口の取付けの状況		二 (6)	1Y	1Y	6M	○	(7)	給気口の取付けの状況	二 (6)		1Y	1Y	6M	○				
(8)	給気口の外観		給気口の手動開放装置の設置の状況	二 (7)	1Y	1Y		○	(8)	給気口の外観		給気口の手動開放装置の周囲の状況	二 (7)	1Y	1Y		○		
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況		1Y			b	(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況		1Y			b		
(10)	給気口の外観		給気口の手動開放装置による開放の状況	二 (8)	1Y	1Y	6M	○	(10)	給気口の外観		給気口の手動開放装置による開放の状況	二 (8)	1Y	1Y	6M	○		
(11)	給気口の外観		給気口の開放の状況	二 (9)	1Y	1Y	6M	○	(11)	給気口の外観		給気口の開放の状況	二 (9)	1Y	1Y	6M	○		
(12)	給 気 風 道 (隠 蔽 部 分 及 び 埋 設 部 分 を 除 く。)		給気風道の劣化及び損傷の状況	二 (10)	1Y	1Y	6M	○	(12)	給 気 風 道 (隠 蔽 部 分 及 び 埋 設 部 分 を 除 く。)		給気風道の劣化及び損傷の状況	二 (10)	1Y	1Y	6M	○		
(13)			給気風道の取付けの状況	二 (11)	1Y	1Y	6M	○	(13)			給気風道の取付けの状況	二 (11)	1Y	1Y	6M	○		
(14)			風道の材質		1Y			b	(14)			風道の材質		1Y			b		

旧 共通仕様書 平成 30 年版										新 共通仕様書 平成 30 年版									
第 129 条 の 13 の 3 第 13 項 に 規定 する 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー	(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	二 (12)	1Y	1Y	6M	○	129 条 の 13 の 3 第 13 項 に 規定 する 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー	(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	二 (12)	1Y	1Y	6M	○		
	(16)		給気風道との接続の状況	二 (13)	1Y	1Y	6M	○		(16)		給気風道との接続の状況	二 (13)	1Y	1Y	6M	○		
	(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	二 (14)	1Y	1Y	6M	○		(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	二 (14)	1Y	1Y	6M	○		
	(18)		給気送風機の作動の状況	二 (15)	1Y	1Y	6M	○		(18)		給気送風機の作動の状況	二 (15)	1Y	1Y	6M	○		
	(19)		電源を必要とする給気送風機・排煙機の子備電源による作動の状況	二 (16)	1Y	1Y	6M	○		(19)		電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況	二 (16)	1Y	1Y	6M	○		
	(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	二 (17)	1Y	1Y	6M	○		(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	二 (17)	1Y	1Y	6M	○		
	(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		1Y			b		(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		1Y			b		
	(22)		吸込口の周囲の状況	二 (18)	1Y	1Y		○		(22)		吸込口の周囲の状況	二 (18)	1Y	1Y		○		
	(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1Y			b		(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1Y			b		
	(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速		1Y			b		(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速		3Y			b		
	(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置		1Y			b		(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置		1Y			b		
	(26)		空気逃し口の周囲の状況	二 (19)	1Y	1Y		○		(26)		空気逃し口の周囲の状況	二 (19)	1Y	1Y		○		
	(27)		空気逃し口の取付けの状況	二 (20)	1Y	1Y	6M	○		(27)		空気逃し口の取付けの状況	二 (20)	1Y	1Y	6M	○		
	(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	二 (21)	1Y	1Y		○		(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	二 (21)	1Y	1Y		○		
	(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置		1Y			b		(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置		1Y			b		
	(30)		圧力調整装置の周囲の状況	二 (22)	1Y	1Y		○		(30)		圧力調整装置の周囲の状況	二 (22)	1Y	1Y		○		
	(31)		圧力調整装置の取付けの状況	二 (23)	1Y	1Y	6M	○		(31)		圧力調整装置の取付けの状況	二 (23)	1Y	1Y	6M	○		
	(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	二 (24)	1Y	1Y		○		(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	二 (24)	1Y	1Y		○		
	三 合 第 129 条 の 第 1 項 に 規定 する 居 室 等	(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	三 (1)	1Y	1Y	6M		○	三 合 第 129 条 の 第 1 項 に 規定 する 居 室 等	(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	三 (1)	1Y	1Y	6M	○
		(2)		手動降下装置による連動の状況	三 (2)	1Y	1Y	6M		○		(2)		手動降下装置による連動の状況	三 (2)	1Y	1Y	6M	○
		(3)		煙感知器による連動の状況	三 (3)	1Y	1Y	6M		○		(3)		煙感知器による連動の状況	三 (3)	1Y	1Y	6M	○
		(4)		可動防煙壁の材質		1Y				b		(4)		可動防煙壁の材質		1Y			b
		(5)		可動防煙壁の防煙区画	三 (4)	1Y	1Y	6M		○		(5)		可動防煙壁の防煙区画	三 (4)	1Y	1Y	6M	○
		(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	三 (5)	1Y	1Y			○		(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	三 (5)	1Y	1Y		○
	四 予 備 電 装 置	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	四 (1)	1Y	1Y			○	四 予 備 電 装 置	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	四 (1)	1Y	1Y		○
		(2)		発電機の発電容量		1Y				b		(2)		発電機の発電容量		1Y			b

旧 共通仕様書 平成 30 年版								新 共通仕様書 平成 30 年版															
(3)	直結エンジン	自家用発電装置の性能	発電機及び原動機の状況	四 (2)	1Y	1Y	1Y	○	(3)	直結エンジン	自家用発電装置の性能	発電機及び原動機の状況	四 (2)	1Y	1Y	1Y	○						
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (3)	1Y	1Y	1Y	○	(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (3)	1Y	1Y	1Y	○						
(5)			始動用の空気槽の圧力	四 (4)	1Y	1Y		○	(5)			始動用の空気槽の圧力	四 (4)	1Y	1Y		○						
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (5)	1Y	1Y	1Y	○	(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (5)	1Y	1Y	1Y	○						
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	四 (6)	1Y	1Y	1Y	○	(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	四 (6)	1Y	1Y	1Y	○						
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (7)	1Y	1Y	1Y	○	(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (7)	1Y	1Y	1Y	○						
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	四 (8)	1Y	1Y	1Y	○	(9)			自家用発電装置の取付けの状況	四 (8)	1Y	1Y	1Y	○						
(10)			自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	四 (9)	1Y	1Y		○	(10)			自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	四 (9)	1Y	1Y		○						
(11)			接地線の接続の状況	四 (10)	1Y	1Y	1Y	○	(11)			接地線の接続の状況	四 (10)	1Y	1Y	1Y	○						
(12)			絶縁抵抗		1Y			b	(12)			絶縁抵抗		1Y			b						
(13)			電源の切替えの状況	四 (11)	1Y	1Y		○	(13)			電源の切替えの状況	四 (11)	1Y	1Y		○						
(14)			始動の状況	四 (12)	1Y	1Y		○	(14)			始動の状況	四 (12)	1Y	1Y		○						
(15)			運転の状況	四 (13)	1Y	1Y		○	(15)			運転の状況	四 (13)	1Y	1Y		○						
(16)			排気の状況	四 (14)	1Y	1Y		○	(16)			排気の状況	四 (14)	1Y	1Y		○						
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	四 (15)	1Y	1Y		○	(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	四 (15)	1Y	1Y		○						
(18)			直結エンジンの外観	直結エンジンの性能	直結エンジンの設置の状況	四 (16)	1Y	1Y				○	(18)	直結エンジンの外観	直結エンジンの性能	直結エンジンの設置の状況	四 (16)	1Y	1Y		○		
(19)					燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (17)	1Y	1Y				○	(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (17)	1Y	1Y		○		
(20)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (18)			1Y	1Y		○	(20)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (18)	1Y	1Y				○						
(21)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (19)			1Y	1Y		○	(21)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (19)	1Y	1Y				○						
(22)	給気部及び排気管の取付けの状況	四 (20)			1Y	1Y		○	(22)	給気部及び排気管の取付けの状況	四 (20)	1Y	1Y				○						
(23)	Vベルト	四 (21)			1Y	1Y		○	(23)	Vベルト	四 (21)	1Y	1Y				○						
(24)	接地線の接続の状況	四 (22)			1Y	1Y		○	(24)	接地線の接続の状況	四 (22)	1Y	1Y				○						
(25)	絶縁抵抗				1Y			b	(25)	絶縁抵抗		1Y					b						
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止の状況			四 (23)	1Y	1Y		○	(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	四 (23)			1Y	1Y		○				
(27)	運転の状況	四 (24)	1Y	1Y		○																	
								次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。															
								<table border="1"> <tr> <td>一項 (9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)並びに二</td> <td>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法及び(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査</td> <td>一 (14) 及び (27)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								一項 (9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)並びに二	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法及び(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査	一 (14) 及び (27)					
一項 (9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)並びに二	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法及び(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査	一 (14) 及び (27)																					

旧 共通仕様書 平成30年版				新 共通仕様書 平成30年版																			
				項(24)	等の記録																		
				一項(2)、(4)、(6)から(8)まで、(10)、(12)から(14)まで、(16)、(19)、(21)、(22)及び(27)、二項(1)から(4)まで、(6)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(16)から(20)まで及び(26)から(28)まで、三項(2)、(3)、(5)及び(6)並びに四項(3)から(8)まで及び(10)から(17)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録				一(2)から(11)まで、(13)、(15)、(16)及び(20)、二(1)から(8)まで、(10)、(11)、(13)から(17)まで及び(19)から(21)まで、三(2)から(5)並びに四(2)から(7)まで及び(9)から(15)まで														
<p>建築基準法（H20 国土交通省告示第285号（最終改正H30.9.12））</p> <p>建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第1351号（最終改正H30.10.9））</p> <p>国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件</p>				<p>建築基準法（H20 国土交通省告示第285号（最終改正R2.4.1））</p> <p>建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第1351号（最終改正R2.4.1））</p> <p>国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件</p>																			
<p>建築基準法 (H20 国土交通省告示第285号（最終改正H30.9.12））</p> <p>別表第3 非常用の照明装置</p>				<p>官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第1351号（最終改正H30.10.9））</p> <p>別表第三 非常用の照明装置</p>				<p>建築基準法 (H20 国土交通省告示第285号（最終改正R2.4.1））</p> <p>別表第3 非常用の照明装置</p>				<p>官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第1351号（最終改正R2.4.1））</p> <p>別表第三 非常用の照明装置</p>				<p>建築基準法 12条 報告検査等</p>		<p>官公法 12条 点検</p>		<p>官公法 13条 確認</p>		<p>共通仕様書</p>	
		(い)	(ろ)検査事項																				
		検査項目																					
一 照明器具	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等 照明器具の取付けの状況	一 (1)	1Y	1Y				一 照 明器具	(1) (2)	非常用の照 明器具	使用電球、ランプ等 照明器具の取付けの状況	一 (1)	1Y	1Y			○	b			
二 電池内蔵	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び点灯の状況	二 (1)	1Y	1Y	6M	○		二 電 池内蔵	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び点灯の状況	二 (1)	1Y	1Y	6M	○					

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版										
形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(2)		予備電源の性能	二 (2)	1Y	1Y		○		形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(2)	照度	照度の状況			1Y			b	
	(3)	照度	照度の状況		1Y			b			(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況			1Y			b	
	(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況		1Y			b			(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	二 (3)		1Y	1Y		○	
	(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	二 (3)	1Y	1Y		○			(5)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			1Y			b	
三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(1)	配線	電気回路の接続の状況		1Y			b		三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(1)	配線	接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況			1Y			b	
	(2)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)		1Y			b	(2)		電気回路の接続の状況				1Y			b		
	(3)		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	三 (1)	1Y	1Y		○	(3)		接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況				1Y			b		
	(4)	切替回路	蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	三 (2)	1Y	1Y		○	(4)		配線	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			1Y			b		
	(5)		充電ランプの点灯の状況	四 (1)	1Y	1Y		○	(5)		切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	三 (1)		1Y	1Y		○		
	(6)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	四 (1)	1Y			b	(6)			蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	三 (2)		1Y	1Y		○		
電池 四 電池内蔵形の蓄電池	(1)	配線及び充電ランプ	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (1)	1Y	1Y		○	電池 四 電池内蔵形の蓄電池	(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	四 (1)		1Y	1Y		○		
	(2)		蓄電池室の換気の状態	五 (2)	1Y	1Y		○		(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況			1Y			b		
五 電源別置形の蓄電池	(1)	蓄電池	蓄電池の設置の状況	五 (3)	1Y	1Y	1Y	○	五 電源別置形の蓄電池	(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (1)		1Y	1Y		○		
	(2)		電圧		1Y			b		(2)		蓄電池室の換気の状態	五 (2)		1Y	1Y		○		
	(3)		電解液比重		1Y			b		(3)		蓄電池の設置の状況	五 (3)		1Y	1Y	1Y	○		
	(4)	蓄電池の性能	電解液の温度		1Y			b		(4)	蓄電池の性能	電圧			1Y			b		
	(5)		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (4)	1Y	1Y		○		(5)		電解液比重			1Y			b		
	(6)		キュービクルの取付けの状況	五 (5)	1Y	1Y	1Y	○		(6)		電解液の温度			1Y			b		
	(7)		自家発電装置	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	六 (1)	1Y	1Y			○		(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (4)		1Y	1Y		○
	(8)			発電機の発電容量		1Y				b		(8)		キュービクルの取付けの状況	五 (5)		1Y	1Y	1Y	○
六 自家発電装置	(1)	自家発電装置等の状況	発電機及び原動機の状況	六 (2)	1Y	1Y	1Y	○	六 自家発電装置	(1)	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	六 (1)		1Y	1Y		○		
	(2)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	六 (3)	1Y	1Y	1Y	○		(2)		発電機の発電容量			1Y			b		
	(3)		始動用の空気槽の圧力	六 (4)	1Y	1Y		○		(3)		発電機及び原動機の状況	六 (2)		1Y	1Y	1Y	○		
	(4)									(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	六 (3)		1Y	1Y	1Y	○		
	(5)									(5)		始動用の空気槽の圧力	六 (4)		1Y	1Y		○		

旧 共通仕様書 平成30年版								新 共通仕様書 平成30年版										
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	六 (5)	1Y	1Y	1Y	○	(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	六 (5)	1Y	1Y	1Y	○	
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	六 (6)	1Y	1Y	1Y	○	(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	六 (6)	1Y	1Y	1Y	○	
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	六 (7)	1Y	1Y	1Y	○	(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	六 (7)	1Y	1Y	1Y	○	
(9)			自家発電装置の取付けの状況	六 (8)	1Y	1Y	1Y	○	(9)			自家発電装置の取付けの状況	六 (8)	1Y	1Y	1Y	○	
(10)			自家発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	六 (9)	1Y	1Y		○	(10)			自家発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	六 (9)	1Y	1Y		○	
(11)			接地線の接続の状況	六 (10)	1Y	1Y	1Y	○	(11)			接地線の接続の状況	六 (10)	1Y	1Y	1Y	○	
(12)			絶縁抵抗		1Y			b	(12)			絶縁抵抗		1Y			b	
(13)		自家発電装置の性能	電源の切替えの状況	六 (11)	1Y	1Y		○	(13)		自家発電装置の性能	電源の切替えの状況	六 (11)	1Y	1Y		○	
(14)			始動の状況	六 (12)	1Y	1Y		○	(14)				始動の状況	六 (12)	1Y	1Y		○
(15)			音、振動等の状況	六 (13)	1Y	1Y		○	(15)				運転の状況	六 (13)	1Y	1Y		○
(16)			排気の状況	六 (14)	1Y	1Y		○	(16)				排気の状況	六 (14)	1Y	1Y		○
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	六 (15)	1Y	1Y		○	(17)				コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	六 (15)	1Y	1Y		○
								<p>五項 (2) から(6) まで並びに六項 (3) から(8) まで及び(10) から (17) までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。</p>										

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 H30.9.12))
 建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件
 官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 H30.10.9))
 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2.4.1))
 建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件
 官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2.4.1))
 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 H30.9.12))		官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 H30.10.9))		建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
別表第 4 給水設備及び排水設備		別表第四 給水設備及び排水設備					
	(イ)		(ロ) 検査事項				
	検査項目						
一	(1)	飲料用配管及び	配管の取付けの状況	1Y		1Y	○

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2.4.1))		官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2.4.1))		建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
別表第 4 給水設備及び排水設備		別表第四 給水設備及び排水設備					
	(イ)		(ロ) 検査事項				
	検査項目						
一	(1)	飲料用配管及び	配管の取付けの状況	1Y		1Y	○

旧 共通仕様書 平成30年版					新 共通仕様書 平成30年版												
	(2)	排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	一 (1)	1Y	1Y	1Y	○		(2)	排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	一 (1)	1Y	1Y	1Y	○
	(3)		配管が貫通する箇所損傷防止措置の状況		1Y			b		(3)		配管が貫通する箇所損傷防止措置の状況		1Y			b
	(4)		継手類の取付けの状況		1Y			b		(4)		継手類の取付けの状況		1Y			b
	(5)		保温措置の状況		1Y			b		(5)		保温措置の状況		1Y			b
	(6)		防火区画等の貫通措置の状況		1Y			b		(6)		防火区画等の貫通措置の状況		1Y			b
	(7)		配管の支持金物		1Y			b		(7)		配管の支持金物		1Y			b
	(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況		1Y			b		(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況		1Y			b
	(9)		止水弁の設置の状況		1Y			b		(9)		止水弁の設置の状況		1Y			b
	(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況		1Y			b		(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況		1Y			b
	(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況		1Y			b		(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況		1Y			b
	二 飲料水の 配管設備		(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況		1Y					b	二 飲料水の 配管設備	(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			1Y			b	(2)	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況		1Y					b
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	二 (1)		1Y	1Y	1Y	○	(3)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	二 (1)	1Y		1Y		1Y	○
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			1Y			b	(4)	給水用圧力タンクの安全装置の状況		1Y					b
(5)		給水ポンプの運転の状況	二 (2)		1Y	1Y	6M	○	(5)	給水ポンプの運転の状況	二 (2)	1Y		1Y		6M	○
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			1Y			b	(6)	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況		1Y					b
(7)		給水タンク等の内部の状況	二 (3)		1Y	1Y	1Y	○	(7)	給水タンク等の内部の状況	二 (3)	1Y		1Y		1Y	○
(8)		給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	二 (4)		1Y	1Y	1Y	○	(8)	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	二 (4)	1Y		1Y		1Y	○
(9)		給湯設備（循環ポンプを含む。）	二 (5)		1Y	1Y	1Y	○	(9)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	二 (5)	1Y		1Y		1Y	○
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	二 (6)		1Y	1Y	1Y	○	(10)	給湯設備の腐食及び漏水の状況	二 (6)	1Y		1Y		1Y	○
(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	二 (7)		1Y	1Y	1Y	○				1Y		1Y		1Y	○
三 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ		1Y			b	三 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ		1Y			b
	(2)		排水槽の通気の状況		1Y			b		(2)		排水槽の通気の状況		1Y			b
	(3)		排水漏れの状況	三 (1)	1Y	1Y	6M	○		(3)		排水漏れの状況	三 (1)	1Y	1Y	6M	○
	(4)		排水ポンプの設置の状況	三 (2)	1Y	1Y	1Y	○		(4)		排水ポンプの設置の状況	三 (2)	1Y	1Y	1Y	○
	(5)		排水ポンプの運転の状況	三 (3)	1Y	1Y	1Y	○		(5)		排水ポンプの運転の状況	三 (3)	1Y	1Y	1Y	○
	(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況		1Y			b		(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況		1Y			b
	(7)		雑用水の用途		3Y			b		(7)		雑用水の用途		3Y			b
	(8)		排水再利用配管設備（中水道を含む。）	三 (4)	1Y	1Y	1Y	○		(8)		排水再利用配管設備（中水道を含む。）	三 (4)	1Y	1Y	1Y	○
	(9)		配管の標識等		1Y			b		(9)		配管の標識等		1Y			b
	(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	三 (5)	1Y	1Y	1Y /6M	○		(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	三 (5)	1Y	1Y	1Y /6M	○

旧 共通仕様書 平成30年版								新 共通仕様書 平成30年版													
(11)			消毒装置	三 (6)	1Y	1Y		○	(11)			消毒装置	三 (6)	1Y	1Y		○				
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	三 (7)	1Y	1Y	1Y	○	(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	三 (7)	1Y	1Y	1Y	○				
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況		1Y			b	(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況		1Y			b				
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況		1Y			b	(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況		1Y			b				
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況		1Y			b	(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況		1Y			b				
(16)			雨水排水立て管の接続の状況		1Y			b	(16)				雨水排水立て管の接続の状況		1Y			b			
(17)			排水の状況	三 (8)	1Y	1Y	1Y	○	(17)				排水の状況	三 (8)	1Y	1Y	1Y	○			
(18)			掃除口の取付けの状況		1Y			b	(18)				掃除口の取付けの状況		1Y			b			
(19)			雨水系統との接続の状況		1Y			b	(19)				雨水系統との接続の状況		1Y			b			
(20)			間接排水の状況	三 (9)	1Y	1Y	1Y	○	(20)				間接排水の状況	三 (9)	1Y	1Y	1Y	○			
(21)		通気管	通気開口部の状況		1Y			b	(21)		通気管	通気開口部の状況		1Y			b				
(22)			通気管の状況	三 (10)	1Y	1Y	1Y	○	(22)			通気管の状況	三 (10)	1Y	1Y	1Y	○				
								<p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>一項(2)を除く。)、 二項(2)、(3)及び(7)を除く。)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。)</p> </td> <td> <p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録</p> </td> <td> <p>二(2)及び(4)から(6)まで並びに三項(2)、(4)、(5)及び(7)から(9)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>一項(2)、二項(2)、(3)及び(7)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)</p> </td> <td> <p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p> </td> <td> <p>一(1)、二(1)及び(3)並びに三(1)、(3)、(6)及び(10)</p> </td> </tr> </table>								<p>一項(2)を除く。)、 二項(2)、(3)及び(7)を除く。)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。)</p>	<p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録</p>	<p>二(2)及び(4)から(6)まで並びに三項(2)、(4)、(5)及び(7)から(9)</p>	<p>一項(2)、二項(2)、(3)及び(7)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)</p>	<p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>	<p>一(1)、二(1)及び(3)並びに三(1)、(3)、(6)及び(10)</p>
<p>一項(2)を除く。)、 二項(2)、(3)及び(7)を除く。)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。)</p>	<p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録</p>	<p>二(2)及び(4)から(6)まで並びに三項(2)、(4)、(5)及び(7)から(9)</p>																			
<p>一項(2)、二項(2)、(3)及び(7)並びに三項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)</p>	<p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>	<p>一(1)、二(1)及び(3)並びに三(1)、(3)、(6)及び(10)</p>																			
<p>建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 H30.9.12))</p> <p>建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 H30.10.9))</p> <p>国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件</p>								<p>建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2.4.1))</p> <p>建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2.4.1))</p> <p>国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件</p>													

旧 共通仕様書 平成 30 年版						新 共通仕様書 平成 30 年版													
建築基準法 (H28 建築基準法関係告示 723 号) (制定 H28. 5. 2)				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 H30. 10. 9))		建基法 12 条 報告検査等	官公法 12 条 点検	官公法 13 条 確認	共通仕様書	建築基準法 (H28 建築基準法関係告示 723 号) (最終改定 R2. 4. 1)									
防火設備				防火設備		防火設備				防火設備									
別表		(い)検査項目	(ろ)検査事項	別表第五 防火設備					別表		(い)検査項目	(ろ)検査事項	別表第五 防火設備						
一 防火扉	(1)	防火扉	設置場所の周囲の状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	一 (1)	1Y	1Y		○	一 防火扉	(1)	防火扉	設置場所の周囲の状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	一 (1)	1Y	1Y		○
	(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	一 (2)	1Y	1Y	6M	○		(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	一 (2)	1Y	1Y	6M	○
	(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	一 (3)	1Y	1Y	6M	○	(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		一 (3)	1Y	1Y	6M	○		
	(4)		危害防止装置	作動の状況	一 (4)	1Y	1Y		○		(4)		危害防止装置	作動の状況	一 (4)	1Y	1Y		○
	(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b	連動機構	(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b
	(6)		感知の状況	一 (5)	1Y	1Y	6M	○	(6)		感知の状況		一 (5)	1Y	1Y	6M	○		
	(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	一 (6)	1Y	1Y		○		(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	一 (6)	1Y	1Y		○
	(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	一 (7)	1Y	1Y		○		(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	一 (7)	1Y	1Y		○
	(9)			結線接続の状況	一 (8)	1Y	1Y		○		(9)			結線接続の状況	一 (8)	1Y	1Y		○
	(10)			接地の状況	一 (9)	1Y	1Y		○		(10)			接地の状況	一 (9)	1Y	1Y		○
	(11)			予備電源への切り替えの状況	一 (10)	1Y	1Y		○		(11)			予備電源への切り替えの状況	一 (10)	1Y	1Y		○
	(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	一 (11)	1Y	1Y		○		(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	一 (11)	1Y	1Y		○
	(13)			容量の状況	一 (12)	1Y	1Y		○		(13)			容量の状況	一 (12)	1Y	1Y		○
	(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	一 (13)	1Y	1Y		○		(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	一 (13)	1Y	1Y		○
	(15)	再ロック防止機構の作動の状況		一 (14)	1Y	1Y		○	(15)	再ロック防止機構の作動の状況	一 (14)	1Y		1Y		○			
	(16)	防火扉の閉鎖の状況		一 (15)	1Y	1Y	6M	○	(16)	防火扉の閉鎖の状況	一 (15)	1Y		1Y	6M	○			
	(17)	総合的な作動の状況	防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況		1Y			b	(17)	総合的な作動の状況	防火区画 (令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況		1Y			b			
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	二 (1)	1Y	1Y		○	(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	二 (1)	1Y	1Y		○		

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版									
二 防 火 シ ャ ッ タ ー	(2)	防 火 シ ャ ッ タ ー	駆動装置 (2)の 項から (4)の項 までの点 検につい ては、日 常的に閉 鎖するも のに限 る。)	軸受け部のブラケット、巻取り シャフト及び開閉器の取付けの 状況	二 (2)	1Y	1Y		○	二 防 火 シ ャ ッ タ ー	(2)	駆動装置 (2)の 項から (4)の項 までの点 検につい ては、日 常的に閉 鎖するも のに限 る。)	軸受け部のブラケット、巻取り シャフト及び開閉器の取付けの 状況	二 (2)	1Y	1Y		○	
	(3)			スプロケットの設置の状況	二 (3)	1Y	1Y		○		(3)		スプロケットの設置の状況	二 (3)	1Y	1Y		○	
	(4)			軸受け部のブラケット、ベアリ ング及びスプロケット又はロー プ車の劣化及び損傷の状況	二 (4)	1Y	1Y		○		(4)		軸受け部のブラケット、ベアリ ング及びスプロケット又はロー プ車の劣化及び損傷の状況	二 (4)	1Y	1Y		○	
	(5)			ローラチェーン又はワイヤロー プの劣化及び損傷の状況	二 (5)	1Y	1Y		○		(5)		ローラチェーン又はワイヤロー プの劣化及び損傷の状況	二 (5)	1Y	1Y		○	
	(6)		カーテン 部	スラット及び座板の劣化の状況	二 (6)	1Y	1Y	6M	○		(6)	カーテン 部	スラット及び座板の劣化の状況	二 (6)	1Y	1Y	6M	○	
	(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固 定の状況	二 (7)	1Y	1Y	6M	○		(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固 定の状況	二 (7)	1Y	1Y	6M	○	
	(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	二 (8)	1Y	1Y	6M	○		(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	二 (8)	1Y	1Y	6M	○	
	(9)		まぐさ及 びガイド レール	劣化及び損傷の状況	二 (9)	1Y	1Y	6M	○		(9)	まぐさ及 びガイド レール	劣化及び損傷の状況	二 (9)	1Y	1Y	6M	○	
	(10)		危害防止 装置	危害防止用連動中継器の配線の 状況	二 (10)	1Y	1Y		○		(10)	危害防止 装置	危害防止用連動中継器の配線の 状況	二 (10)	1Y	1Y		○	
	(11)			危害防止装置用予備電源の劣化 及び損傷の状況	二 (11)	1Y	1Y		○		(11)		危害防止装置用予備電源の劣化 及び損傷の状況	二 (11)	1Y	1Y		○	
	(12)			危害防止装置用予備電源の容量 の状況	二 (12)	1Y	1Y		○		(12)		危害防止装置用予備電源の容量 の状況	二 (12)	1Y	1Y		○	
	(13)			座板感知部の劣化及び損傷並び に作動の状況	二 (13)	1Y	1Y		○		(13)		座板感知部の劣化及び損傷並び に作動の状況	二 (13)	1Y	1Y		○	
	(14)			作動の状況	二 (14)	1Y	1Y		○		(14)		作動の状況	二 (14)	1Y	1Y		○	
	(15)		連動機 構	煙感知 器、熱煙 複合式感 知器及び 熱感知器	設置位置		1Y				b	(15)	連動機 構	煙感知 器、熱煙 複合式感 知器及び 熱感知器	設置位置		1Y		
(16)	感知の状況	二 (15)			1Y	1Y	6M	○	(16)	感知の状況	二 (15)	1Y			1Y	6M	○		
(17)	温度ヒュ ーズ装置	設置の状況	二 (16)	1Y	1Y		○	(17)	温度ヒュ ーズ装置	設置の状況	二 (16)	1Y	1Y		○				
(18)	連動制御 器	スイッチ類及び表示灯の状況	二 (17)	1Y	1Y		○	(18)	連動制御 器	スイッチ類及び表示灯の状況	二 (17)	1Y	1Y		○				
(19)		結線接続の状況	二 (18)	1Y	1Y		○	(19)		結線接続の状況	二 (18)	1Y	1Y		○				
(20)		接地の状況	二 (19)	1Y	1Y		○	(20)		接地の状況	二 (19)	1Y	1Y		○				
(21)		予備電源への切り替えの状況	二 (20)	1Y	1Y		○	(21)		予備電源への切り替えの状況	二 (20)	1Y	1Y		○				
(22)	連動機構 用予備電 源	劣化及び損傷の状況	容量の状況	二 (21)	1Y	1Y		○	(22)	連動機構 用予備電 源	劣化及び損傷の状況	容量の状況	二 (21)	1Y	1Y		○		
(23)			容量の状況	二 (22)	1Y	1Y		○	(23)			容量の状況	二 (22)	1Y	1Y		○		

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版											
	(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	二 (23)	1Y	1Y		○		(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	二 (23)	1Y	1Y		○		
	(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	二 (24)	1Y	1Y		○		(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	二 (24)	1Y	1Y		○		
	(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況		二 (25)	1Y	1Y	6M	○		(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況		二 (25)	1Y	1Y	6M	○		
	(27)		防火区画 (令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況			1Y			b		(27)		防火区画 (令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況			1Y			b		
三 耐火クロススクリーン	(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	三 (1)	1Y	1Y		○	三 耐火クロススクリーン	(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	三 (1)	1Y	1Y		○		
	(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	三 (2)	1Y	1Y		○		(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	三 (2)	1Y	1Y		○		
	(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		三 (3)	1Y	1Y			○		(3)	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		三 (3)	1Y	1Y		○
	(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		三 (4)	1Y	1Y			○		(4)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		三 (4)	1Y	1Y		○
	(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		三 (5)	1Y	1Y			○		(5)	ケース	劣化及び損傷の状況		三 (5)	1Y	1Y		○
	(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		三 (6)	1Y	1Y			○		(6)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		三 (6)	1Y	1Y		○
	(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		三 (7)	1Y	1Y			○		(7)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		三 (7)	1Y	1Y		○
	(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		三 (8)	1Y	1Y			○		(8)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		三 (8)	1Y	1Y		○
	(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		三 (9)	1Y	1Y			○		(9)		危害防止装置用予備電源の容量の状況		三 (9)	1Y	1Y		○
	(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		三 (10)	1Y	1Y			○		(10)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		三 (10)	1Y	1Y		○
	(11)			作動の状況		三 (11)	1Y	1Y			○		(11)		作動の状況		三 (11)	1Y	1Y		○
	(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b	(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b			
	(13)		感知の状況		三 (12)	1Y	1Y		○	(13)		感知の状況		三 (12)	1Y	1Y		○			
	(14)		スイッチ類及び表示灯の状況		三 (13)	1Y	1Y		○	(14)		スイッチ類及び表示灯の状況		三 (13)	1Y	1Y		○			
	(15)		連動制御器	結線接続の状況		三 (14)	1Y	1Y		○		(15)	連動制御器	結線接続の状況		三 (14)	1Y	1Y		○	
	(16)			接地の状況		三 (15)	1Y	1Y		○		(16)		接地の状況		三 (15)	1Y	1Y		○	
	(17)			予備電源への切り替えの状況		三 (16)	1Y	1Y		○		(17)		予備電源への切り替えの状況		三 (16)	1Y	1Y		○	
	(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		三 (17)	1Y	1Y		○		(18)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		三 (17)	1Y	1Y		○	
	(19)			容量の状況		三 (18)	1Y	1Y		○		(19)		容量の状況		三 (18)	1Y	1Y		○	

旧 共通仕様書 平成 30 年版										新 共通仕様書 平成 30 年版											
	(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	三 (19)	1Y	1Y		○		(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	三 (19)	1Y	1Y		○		
	(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	三 (20)	1Y	1Y		○		(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	三 (20)	1Y	1Y		○		
	(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		三 (21)	1Y	1Y		○		(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		三 (21)	1Y	1Y		○		
	防火区画 (令第 112 条第 9 項の規定による区画に限る。) の形成の状況			1Y			b	(23)	防火区画 (令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。) の形成の状況				1Y			b					
四 ドレンチャージャーその他水幕を形成する防火設備 (以下「ドレンチャージャー等」という。)	(1)	ドレンチャージャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	四 (1)	1Y	1Y		○	四 ドレンチャージャーその他水幕を形成する防火設備 (以下「ドレンチャージャー等」という。)	(1)	ドレンチャージャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	四 (1)	1Y	1Y		○		
	(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	四 (2)	1Y	1Y		○		(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	四 (2)	1Y	1Y		○		
	(3)		開閉弁	開閉弁の状況	四 (3)	1Y	1Y		○		(3)		開閉弁	開閉弁の状況	四 (3)	1Y	1Y		○		
	(4)		排水設備	排水の状況	四 (4)	1Y	1Y		○		(4)		排水設備	排水の状況	四 (4)	1Y	1Y		○		
	(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		四 (5)	1Y	1Y			○		(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		四 (5)	1Y	1Y		○
	(6)			給水装置の状況		四 (6)	1Y	1Y			○		(6)		給水装置の状況		四 (6)	1Y	1Y		○
	(7)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		四 (7)	1Y	1Y		○		(7)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		四 (7)	1Y	1Y		○		
	(8)		結線接続の状況		四 (8)	1Y	1Y		○		(8)		結線接続の状況		四 (8)	1Y	1Y		○		
	(9)		接地の状況		四 (9)	1Y	1Y		○		(9)		接地の状況		四 (9)	1Y	1Y		○		
	(10)		ポンプ及び電動機の状況		四 (10)	1Y	1Y		○		(10)		ポンプ及び電動機の状況		四 (10)	1Y	1Y		○		
	(11)		加圧送水装置の予備電源への切り替えの状況		四 (11)	1Y	1Y		○		(11)		加圧送水装置の予備電源への切り替えの状況		四 (11)	1Y	1Y		○		
	(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		四 (12)	1Y	1Y		○		(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		四 (12)	1Y	1Y		○		
	(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況		四 (13)	1Y	1Y		○		(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況		四 (13)	1Y	1Y		○		
	(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		四 (14)	1Y	1Y		○		(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		四 (14)	1Y	1Y		○		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b	(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1Y			b				
(16)		(火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。)		感知の状況	四 (15)	1Y	1Y		○		(16)	(火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。)		感知の状況	四 (15)	1Y	1Y		○		
(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		四 (16)	1Y	1Y		○		(17)	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		四 (16)	1Y	1Y		○		
(18)	結線接続の状況		四 (17)	1Y	1Y		○	(18)	結線接続の状況		四 (17)		1Y	1Y		○					

旧 共通仕様書 平成30年版										新 共通仕様書 平成30年版																
	(19)		接地の状況	四 (18)	1Y	1Y		○		(19)		接地の状況	四 (18)	1Y	1Y		○		(20)		予備電源への切り替えの状況	四 (19)	1Y	1Y		○
	(20)		予備電源への切り替えの状況	四 (19)	1Y	1Y		○		(21)	連動機構	劣化及び損傷の状況	四 (20)	1Y	1Y		○		(22)	用予備電源	容量の状況	四 (21)	1Y	1Y		○
	(21)	連動機構	劣化及び損傷の状況	四 (20)	1Y	1Y		○		(23)	自動作動装置	設置の状況	四 (22)	1Y	1Y		○		(24)	手動作動装置	設置の状況	四 (23)	1Y	1Y		○
	(22)	用予備電源	容量の状況	四 (21)	1Y	1Y		○		(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	四 (24)	1Y	1Y		○		(26)	総合的な作動の状況	防火区画 (令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況		1Y			b
	(23)	自動作動装置	設置の状況	四 (22)	1Y	1Y		○				防火区画 (令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		1Y			b									
	(24)	手動作動装置	設置の状況	四 (23)	1Y	1Y		○		<p>建築基準法 (H28 国土交通省告示第723号) (最終改正 H28.5.2) 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第1351号 (最終改正 H30.10.9)) 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件</p>																
上記以外の官公法第13条 (確認)			全ての機器類の作動				1Y/6M	○	上記以外の官公法第13条 (確認)			全ての機器類の作動				1Y/6M	○	上記以外の官公法第13条 (確認)			基礎、架台の外観				1Y/6M	○
			基礎、架台の外観				1Y/6M	○				分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定				1Y	○				端子盤の外観及び固定				1Y	○
			分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定				1Y	○				照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定				1Y	○				監視カメラの外観及び固定				1Y	○
			端子盤の外観及び固定				1Y	○				監視カメラの外観及び固定				1Y	○				自動火災報知装置の外観及び固定				6M	○
			照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定				1Y	○				音声誘導装置の外観及び固定				1Y	○				インターホンの外観及び固定				1Y	○
			監視カメラの外観及び固定				1Y	○				インターホンの外観及び固定				1Y	○				トイレ等呼出装置の外観及び固定				1Y	○
			自動火災報知装置の外観及び固定				6M	○				トイレ等呼出装置の外観及び固定				1Y	○				太陽光発電装置の外観及び固定				1Y	○
			音声誘導装置の外観及び固定				1Y	○				太陽光発電装置の外観及び固定				1Y	○				風力発電装置の外観及び固定				1Y	○
			インターホンの外観及び固定				1Y	○				風力発電装置の外観及び固定				1Y	○				構内情報通信網装置の外観及び固定				1Y	○
			トイレ等呼出装置の外観及び固定				1Y	○				構内情報通信網装置の外観及び固定				1Y	○				構内交換機(PBX)の外観及び固定				1Y	○
			太陽光発電装置の外観及び固定				1Y	○				構内交換機(PBX)の外観及び固定				1Y	○				拡声装置の外観及び固定				1Y	○
			風力発電装置の外観及び固定				1Y	○				拡声装置の外観及び固定				1Y	○				映像、音響装置の外観及び固定				1Y	○
			構内情報通信網装置の外観及び固定				1Y	○				映像、音響装置の外観及び固定				1Y	○				情報表示装置の外観及び固定				1Y	○
			構内交換機(PBX)の外観及び固定				1Y	○				情報表示装置の外観及び固定				1Y	○				テレビ共同受信装置の外観及び固定				1Y	○
			拡声装置の外観及び固定				1Y	○				テレビ共同受信装置の外観及び固定				1Y	○									

旧 共通仕様書 平成30年版

	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定			1Y	○
	駐車場管制装置の外観及び固定			1Y	○
	入退室管理装置の外観及び固定			1Y	○
	航空障害灯の外観及び固定			1Y	○
	外灯の外観及び固定			1Y	○
	電光掲示板の外観及び固定			1Y	○
	構内配電線路の外観及び固定			1Y	○
	構内通信線路の外観及び固定			1Y	○
	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定			1Y/ 6M	○
	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観			1Y	○
	消火機器（消火器を含む）の外観及び固定			6M	○
	中央監視装置の外観及び固定			1Y	○
	自動制御機器の外観及び固定			1Y	
	井戸の外観、固定及び作動の状況			1Y	○
	浄化槽の外観、固定及び作動の状況			1Y	○

新 共通仕様書 平成30年版

	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定			1Y	○
	駐車場管制装置の外観及び固定			1Y	○
	入退室管理装置の外観及び固定			1Y	○
	航空障害灯の外観及び固定			1Y	○
	外灯の外観及び固定			1Y	○
	電光掲示板の外観及び固定			1Y	○
	構内配電線路の外観及び固定			1Y	○
	構内通信線路の外観及び固定			1Y	○
	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定			1Y/ 6M	○
	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観				